

監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年(2015年)3月13日

彦根市監査委員 若林 忠彦

彦根市監査委員 小川 喜三郎

定期監査結果

1 監査の期日および対象

平成27年2月中に次のとおり実施した。

実地監査

| 監査期日  | 監査対象   |
|-------|--|
| 2月4日  | 観光振興課 コンベンションサービス室 フィルムコミッション室<br>保険年金課 保険料課       |
| 2月10日 | 発達支援室 子ども療育センター 障害福祉課 障害者福祉センター<br>子ども青少年課 家庭児童相談室 |
| 2月19日 | 健康推進課 休日急病診療所 子育て支援課 子ども未来室<br>子どもセンター ふれあいの館      |
| 2月27日 | 介護福祉課 臨時給付金支給室 社会福祉課                               |

2 監査の方法

各所属とも、平成26年度(平成26年12月末現在)における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

### 3 監査の結果

観光振興課における彦根観光協会からの事業実績報告の提出の遅延については、一定の改善がみられるが、より迅速な提出についての対策を検討されたい。

介護福祉課における開示手数料については、依然として1か月分をまとめて収入処理しているので、彦根市財務規則に基づく処理ができるよう対策を検討されたい。

保険年金課、保険料課、子育て支援課、介護福祉課および社会福祉課における未収金対策については、各所属での取組みにより一定の成果が見られる。引き続き未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金が発生しないよう納期限内納付の徹底を図られたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。